

一関地区広域行政組合財政調整基金条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第24号

(設置)

第1条 災害の応急対策その他財源の不足を生じたときの財源に充てるため、一関地区広域行政組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、有価証券その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金を用途に充用しようとするときは、予算に計上しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、解散前の東磐環境組合財政調整基金条例（昭和54年東磐環境組合条例第2号）及び一関地方広域連合財政調整積立基金条例（平成12年一関地方広域連合条例第5号）の規定により設置された基金に属していた現金（これから生ずる果実を含む。）及びその運用により取得した有価証券等は、施行日においてこの条例により積み立てられた基金とみなす。